東日本大震災により被災されたお客さまに対する 保険契約の失効に関する特別措置について

このたびの地震により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。一日 も早い復旧と、みなさまのご健康を心よりお祈り申しあげます。

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社(社長:竹内 致夫)では、このたびの地震により被災されたお客さまを対象に、追加措置として下記のお取扱いをさせていただくことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

このたびの地震により保険料のお払込みが困難な場合、保険料お払込み中のご契約については、保険料払込猶予期間延長のお客さまからのお申出がない場合でも自動的に猶予期間を最長6ヶ月延長するお取扱いをさせていただいておりますが、このたび契約者貸付や保険料自動振替貸付による元利合計額が解約払戻金を超えることにより発生する失効につきまして、お客さまからのお申出により、最長6ヶ月間ご契約を失効させないお取扱いをさせていただきます。

(注) このお取扱いについては、東日本大震災にかかる災害救助法の適用地域を対象といたします。ただし、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都を除きます。

以上

<お問合せ先>

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

お客様サービスセンター

フリーダイヤル 0120-301-396

【受付時間】 9:00~17:00 ※土・日・祝日等を除く